



東京海上日動

個人型確定拠出年金 (移換手続きのご案内)

転職・離職時の資産の持ち運び (iDeCoへの移換)についてご案内します。

確定拠出
年金

iDeCo イデコ 移換ナビ

個人型確定拠出年金・愛称「iDeCo(イデコ)」

大切な資産を
持ち運ぶために

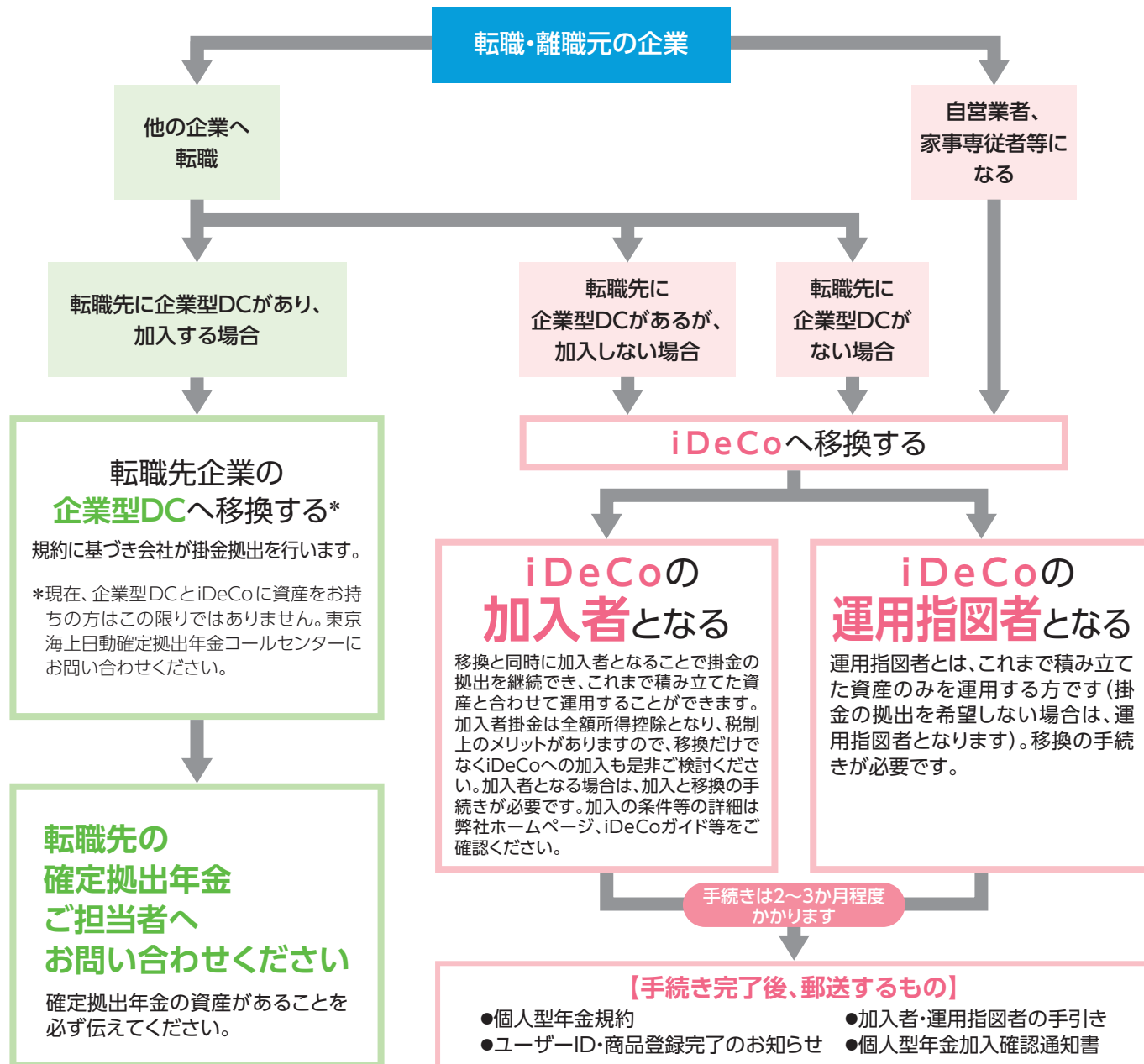


iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」



転職・離職時には年金の持ち運び(移換)手続きが必要です

- 確定拠出年金で積み立てた資産は、転職・離職した際にも、持ち運びすることができます。これを**移換**といいます。
- 移換にあたり、これまでに**積み立てた資産は全て売却**され、「**個人別管理資産移換依頼書**」で指図した運用割合に応じて**運用商品の買付**が行われます。
- なお、企業型確定拠出年金(企業型DC)の制度内容によっては、これまでに積み立てた資産が会社に返還される場合があります(事業主返還といいます)。その場合は、企業型DCに加入していた期間等の記録のみが移換されます。



iDeCoの加入者または運用指図者となると、各種手数料は個人負担となります。



確定拠出年金は公的年金を補完する制度であり、原則、60歳まで途中の引出し、脱退はできません。ただし、最終ページに記載の脱退要件を満たす場合に限り、脱退することができます。



「個人別管理資産移換依頼書」で指図した運用商品の購入は移換手続きの中で行いますので、購入のタイミングは指定できません。

※DB(確定給付企業年金)への資産の移換は、転職先のDB規約で企業型DCからの移換を受入れ可能と定めている場合に可能です。また、企業年金連合会または記録関連運営管理機関へ申出することで、企業年金連合会の通算企業年金に移換することができます。

移換手続きと自動移換

❗ 転職・離職時から6か月以内*に移換手続きをしないと

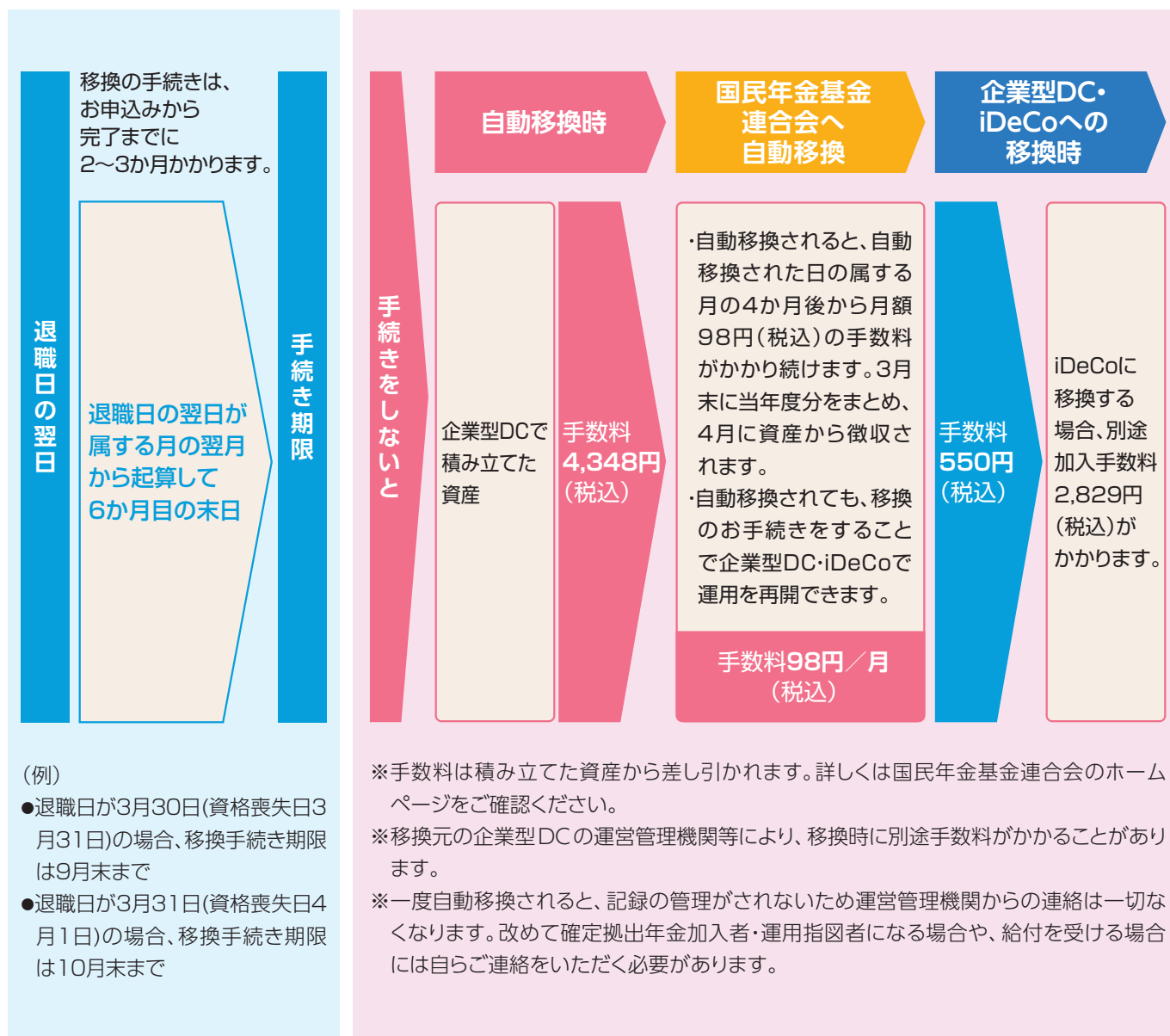
●期限までに移換手続きが完了しなかった場合は、企業型DCで積み立てた資産は、自動的に国民年金基金連合会に移換され、資産が凍結されます。これを**自動移換**といいます。

*企業型DCの資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の翌月から起算して6か月目の末日

※企業型DCの加入者が60歳以降に加入者資格を喪失した場合、企業型DCの運用指図者として資産を引き続き運用できます。そのため、iDeCoへの移換手続きを行わなくても、自動移換の対象にはなりません。

❗ 自動移換されると

- 運用指図を行うことができませんので、運用益を得る機会を失います。
- 自動移換の期間は、通算加入者等期間に算入されませんので、60歳になっても受給できないことがあります。
- 将来、老齢給付金を受け取る場合は、一旦iDeCoへ資産を移換する必要があります。
- 手数料がかかり続け、資産が目減りします。



以下に該当する場合は、本人からの申出によらず新たに加入する企業型DCまたはiDeCoへ自動的に資産が移換されることがあります。



- ◎企業型DCの資格を喪失した後に、移換の手続きをせずに新たに企業型DCまたはiDeCoの資格を取得し、6か月が経過した場合
- ◎自動移換となっている方が新たに企業型DCまたはiDeCoの資格を取得した場合

確定拠出年金の脱退要件

確定拠出年金は原則、60歳まで途中の引出し、脱退はできません。ただし、法令で定める要件を満たす場合に限り、脱退一時金*1を受け取ることができます。なお、脱退要件は関係法令等の改正により今後変更されることがあります。

*1 脱退一時金とは、企業型DCの資格を喪失し、一定の条件(脱退条件)に該当する場合の例外的な資産(現金)の引き出しをいいます。

企業型DCの脱退要件

次の要件を満たす場合は企業型DCから脱退できます。

個人別管理資産額によって脱退要件が異なります

個人別管理資産額が1.5万円以下

①～③の条件を全て満たす必要があります。

- ① 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者およびiDeCo運用指図者でないこと
- ② 個人別管理資産の額が1.5万円以下であること
- ③ 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6か月を経過していないこと

個人別管理資産額が1.5万円超

①～⑦の条件を全て満たす必要があります。

- ① 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者およびiDeCo運用指図者でないこと
- ② 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6か月を経過していないこと
- ③ 60歳未満であること
- ④ iDeCoに加入できない者であること*2
- ⑤ 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- ⑥ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦ 企業型DCの加入者およびiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること、または、個人別管理資産の額が25万円以下であること

上記要件にあてはまらない場合は脱退できませんので、iDeCoへ移換してください。

iDeCoの脱退要件

次の要件を満たす場合はiDeCoから脱退できます。①～⑦の条件を全て満たす必要があります。

- ① 60歳未満であること
- ② 企業型DCの加入者でないこと
- ③ iDeCoに加入できない者であること*2
- ④ 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- ⑤ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑥ 企業型DCの加入者およびiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること、または、個人別管理資産の額が25万円以下であること
- ⑦ 最後に企業型DCまたはiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

*2・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、または、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方。

・日本国籍を有しない海外居住の方。

・DB等(注)の他制度に加入する方(企業型DCに加入する者を除く)であって、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が5千円(iDeCoの掛金の最低拠出額)を下回る方。

(注) 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度。

●このリーフレットは2026年4月時点の税制・制度をもとに作成しています。

●実際のお手続きに際しましては、移換キットまたは加入キットに同封されている資料をご確認のうえ、お手続きされますようお願いいたします。

お問い合わせ先

確定拠出年金に関するお問い合わせ・ご相談は

東京海上日動確定拠出年金コールセンター

 **0120-719-401**

オペレーターによる受付：平日 午前9時～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時

自動音声ガイダンス：24時間365日

※システムメンテナンス等で一時休止させていただく場合がございます

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp